



新型コロナウイルス感染症にかかる 診療報酬上の臨時的な取り扱い ～ 院内トリアージ実施料編 ～

令和 2年 4月18日

診療報酬サポートチームMSG

有限会社メディカルサポートシステムズ
公益社団法人日本医業経営コンサルタント協会
神奈川県支部副支部長
認定医業経営コンサルタント第5590号

細 谷 邦 夫

基本的な注意事項

MS

はじめに

- ◆ 2月28日からの一連のCOVID-19に関する通知は「時限的・特例的措置」です
- ◆ COVID-19の拡大状況により随時見直しが行われます(最大でも3ヶ月毎)
- ◆ 細かい算定ルールについては通知だけでは判断出来ない物も多数あります
- ◆ 昨日のルールが今日変わるということが起こっています。情報の感度を上げてください
- ◆ 全ての患者さんに算定できるという訳でもありません
- ◆ 今回の措置の趣旨は「人を動かさないことで」「医療従事者を守り」「感染拡大阻止」です

◆ 必ずご確認ください

- ▶ 「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」(日本病院薬剤師会HP)
 - ▶ <http://www.jshp.or.jp/cont/20/0319-5.pdf>

- ▶ 新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(20200407改訂版)(国立感染症研究所HP)
 - ▶ <https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200407.pdf>

院内トリアージ実施料(要件緩和での算定要件)



- ◆ 院内トリアージ実施料 300点
 - ▶ 特例措置の内容(時限措置)
 - ▶ 届出が無くても算定可能
 - ▶ 受診の時間帯の要件も不問
 - ▶ 対象患者
 - ▶ 新型コロナウイルス感染症(疑いも含む)で下記いずれかの点数算定時
 - 初診料・再診料(救急車により搬送された患者には算定不可)
 - 小児科外来診療料(初診時・再診時)でも院内トリアージ実施料は算定可能
 - ▶ 算定要件
 - ▶ 来院後速やかに院内トリアージが実施された場合に算定
 - ▶ 患者の来院後速やかに患者の状態を評価し、患者の緊急度区分に応じて診療の優先順位付けを行う院内トリアージを実施
 - ▶ 診療録等にその旨を記載する
 - ▶ 夜間休日救急搬送医学管理料と併算定不可
 - ▶ 院内トリアージを行う際には患者又はその家族等に対して、十分にその趣旨を説明

院内トリアージ実施料の施設基準



- ◆ カルテ記載事項
 - ▶ トリアージした旨

- ◆ 下記は参考までにご覧ください
 - ▶ 施設基準
 - ▶ イ、院内トリアージを行うにつき十分な体制が整備されていること。
 - ▶ ロ、院内トリアージの実施基準を定め、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。

 - ▶ 院内トリアージ実施料に規定する時間
 - ▶ 当該地域において一般の保険医療機関がおおむね診療応需の態勢を解除した後、翌日に診療応需の態勢を再開するまでの時間(深夜及び休日を除く)

◆ 事務連絡令和2年4月8日

- ▶ 1.外来における対応について新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対し、必要な感染予防策を講じた上で実施される外来診療を評価する観点から、新型コロナウイルス感染症患者(新型コロナウイルス感染症であることが疑われる者を含む。以下同じ)の外来診療を行う保険医療機関においては、当該患者の診療について、受診の時間帯によらず、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「算定告示」という)B001-2-5院内トリアージ実施料を算定できることとすること。
- ▶ なお、その際は、「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。
- ▶ また、新型コロナウイルス感染症患者に対してのみ院内トリアージ実施料を算定する保険医療機関については、特掲診療料の施設基準等(平成20年厚生労働省告示第63号)第三の四の四に規定する施設基準を満たしているものとみなすとともに、第一に規定する届出は不要とすること。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その11)



◆ 事務連絡令和2年4月14日

- ▶ 問3令和2年4月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」において、必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対しては、院内トリアージ実施料を算定できるとされているが、その際に講じることとされている「必要な感染予防策」とはどのようなものか。
- ▶ (答)「新型コロナウイルス感染症(COVID-19)診療の手引き・第1版」に従い、院内感染防止等に留意した対応を行うこと。特に、「5院内感染防止」及び参考資料「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理(国立感染症研究所)」の内容を参考とすること。
- ▶ なお、その診療に当たっては、患者又はその家族等に対して、院内感染防止等に留意した対応を行っている旨を十分に説明すること。

新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱い(その11)



- ◆ 事務連絡令和2年4月14日
 - ▶ 問4令和2年4月8日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に係る診療報酬上の臨時的な取扱いについて(その9)」において、必要な感染予防策を講じた上で、新型コロナウイルス感染症であることが疑われる患者に対しては、院内トリージ実施料を算定できるとされているが、その際、院内トリージ実施料の施設基準に係る届出は必要か。
 - ▶ (答)新型コロナウイルス感染症であることを疑われる患者に対してのみ院内トリージ実施料を算定する保険医療機関については、不要。
 - ▶ 問5治療のため現に通院している患者であって、新型コロナウイルス感染症を疑う症状で受診したものについて、必要な感染予防策を講じた上で、当該患者の診療を行ったときには、再診料等を算定した場合であっても、院内トリージ実施料を算定できるか。
 - ▶ (答)算定できる。

院内トリアージ実施料の過去の疑義解釈1



- ◆ ※参考までに過去の疑義解釈です。今回は施設基準等を満たす記載については見做しになります※
- ◆ 事務連絡平成24年3月30日
 - ▶ (問101)夜間休日診療所のみ届出可能なのか。
 - ▶ (答)夜間休日診療所に限らず、施設基準を満たす保険医療機関であれば届出可能
- ◆ 事務連絡平成24年7月3日
 - ▶ (問2)夜間、休日又は深夜において、初診料を算定する患者に対し、当該患者の来院後速やかに院内トリアージが実施された場合に算定できるとあるが、夜間、休日又は深夜に患者が1名のみ来院している場合など、待ち時間がなく実質上トリアージを行う必要性がない場合であっても、当該患者の来院後速やかに院内トリアージが実施された場合は算定可能か。
 - ▶ (答)算定できない。

院内トリアージ実施料の過去の疑義解釈2



- ◆ 事務連絡平成24年8月9日
 - ▶ (問8)算定要件に「A000に掲げる初診料を算定する患者に対して算定する。」と示されているが、A000初診料の注3ただし書に規定する点数(細谷注:同一日複数科初診料)を算定した患者に対して算定は認められるか。
 - ▶ (答)要件を満たせば算定できる。

- ◆ 事務連絡平成22年3月29日
 - ▶ この時の点数表の名称は「地域連携小児夜間休日診療加算の院内トリアージ加算」
 - ▶ (問99)院内トリアージの結果、優先度が低く結果的に長時間待った患者にも院内トリアージ加算を算定できるのか。
 - ▶ (答)算定できる。ただし、院内トリアージを行う際には、十分にその趣旨を説明すること。

- ◆ 事務連絡平成22年3月29日
 - ▶ この時の点数表の名称は「地域連携小児夜間休日診療加算の院内トリアージ加算」
 - ▶ (問101)院内トリアージ加算の看護師の要件である「小児看護や救急医療に関する3年以上の経験」とは具体的にはどのようなものか。
 - ▶ (答)医療機関における小児への看護や、入院や外来の救急部門での経験をいう。この経験には、一次救命処置の知識、技術を有していることも含まれる

ご清聴ありがとうございました

本日の資料はMSSホームページ及び
Youtubeリンクからダウンロードできます

<http://www.medsus.jp/index.shtml>

このスライドは4月18日時点の内容です
今後のQ&A等を必ずご確認ください



診療報酬研究会著の診療報酬マニュアルが
じほう社より刊行予定です。

『患者さんと共有できる外来点数マニュアル
2020年度版』